



# 厚生労働省における デジタル推進人材育成の取組について

厚生労働省説明資料

# 厚生労働省のデジタル人材育成の取組み

## 離職者向けの支援

### ハートトレーニング デジタル強化分の新規 R4年度予算案5億円(0) (公共職業訓練、求職者支援訓練)

離職者等に対して、民間教育訓練機関等も活用し、無料の職業訓練を提供。民間訓練実施機関等へは委託費等を支給。

(令和3年度補正予算・令和4年度予算案での対応)

○デジタル分野の訓練コースの設定を促進するため、ITSSレベル1以上の資格取得率等の要件を満たす訓練実施機関に対して、委託費等の上乗せを行う。

## 離職者及び在職者向けの支援

### 教育訓練給付 R4年度予算案237億円 (192億円)

労働者が費用負担し、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受けた場合に、その費用の一部(2割～最大7割)を「教育訓練給付」として雇用保険により支援。

(今後の対応)

○関係省庁と連携して、デジタル分野の講座指定を促進。  
※経済産業省(第四次産業革命スキル習得講座)  
※文部科学省(職業実践力育成プログラム(BP)、キャリア形成促進プログラム等)

## 企業(在職者)向けの支援

### 人材開発支援助成金 R4年度予算案681億円 (307億円)

職業訓練を実施する事業主等に対して訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成。

(令和3年度補正予算・令和4年度予算案での対応)

○ITSSレベル2の訓練も高率助成の対象に追加。

(参考)

・令和3年度 ITSSレベル3及び4の訓練を高率助成の対象に追加

### 生産性向上支援訓練 独法交付金で実施 追加分R4年度予算案1.5億円(0)

中小企業のニーズに応じて、民間教育訓練機関等を活用したオーダーメイド型の訓練を実施((独)高齢・障害・求職者雇用支援機構)。

【訓練コースの例(IT関連)】

・クラウド活用 ・IoT活用によるビジネス展開 ・AI活用  
・RPA活用 ・ビッグデータ活用

(令和4年度予算案での対応)

○生産性向上人材育成支援センター(全国47カ所)にDX人材育成推進員(仮称)を配置するとともに、DX関連の生産性向上支援訓練を拡充し、中小企業のDX人材育成を推進。

# 「デジタル人材の育成・確保」の厚生労働省の取組

## ① 現状と課題

- いずれの取組においても、デジタル分野の受講者数が少ない（デジタル分野の訓練・講座の拡充、制度の一層の周知・広報が必要）
- 公的職業訓練については、訓練コースの地域偏在も課題（IT分野の資格取得を目指す訓練コース未設定地域：13県（令和2年度実績））

## ② 対応の方針

- 以下の工程表に沿って、デジタル分野の訓練・講座の拡充と制度の一層の周知・広報の強化に取り組み、受講者数増を図る。

		現状	2022年度	2023年度	2024年度以降
離職者等向けの支援	<b>公共職業訓練 求職者支援訓練</b>	デジタル分野の訓練受講者数 約2.5万人（2020年度）	IT分野の資格取得を目指す訓練コースの訓練委託費等の上乗せなどによりデジタル分野の重点化を実施	地域の訓練ニーズを反映する協議会の法定化	デジタル分野の訓練受講者数 70,000人 (2024年度)
	<b>教育訓練給付</b>	デジタル分野の受講者数 約0.4万人（2019年度）	デジタル分野の講座の充実	民間の知恵を活用して実施する 3年間で4,000億円規模の施策パッケージによる強化	
企業のデジタル人材育成・確保支援	<b>人材開発支援助成金</b>	デジタル分野の受講者数 約1万人（2020年度）	ITSSレベル2以上の訓練を高率助成に位置づけ	民間の知恵を活用して実施する 3年間で4,000億円規模の施策パッケージによる強化	デジタル分野の受講者数 65,000人 (2024年度)

## 參考資料

# 労働政策審議会 人材開発分科会報告（概要）

～関係者の協働による「学びの好循環」の実現に向けて～

## ○ 人材開発をめぐる主な課題

（1）デジタル化（DX）等の急速な進展、（2）非正規雇用労働者のキャリアアップ、（3）リスキリング・リカレント教育 等

⇒ ・企業主導型の教育訓練の強化とともに、労働者の自律的・主体的かつ継続的な学び・学び直しの促進が重要  
・公的職業訓練の強化、精度向上が必要

○ 外部労働市場及び内部労働市場の双方における「関係者の協働」によって、個人、企業、さらには経済社会の成長につながる自律的・主体的かつ継続的な「学びの好循環」を、以下の①～③のプロセスを通じて実現していく。

「学びの好循環」  
のプロセス

- ① 職務に必要な能力やスキル等の明確化、学びの目標の共有
- ② 職務に必要な能力等を習得するための効果的な教育訓練プログラム等の提供
- ③ 労働者の自律的・主体的な学び・学び直しを後押しするための支援策の展開

## 労働市場全体における人材開発の促進

### <地域ごとの協議会の設置>

- 労使、教育訓練機関、労働局、都道府県、民間職業仲介機関等の関係者間で次の事項を協議する場を法定化
  - ・地域の人材ニーズに係る共通認識とそれに適した訓練コースの設定
  - ・訓練受講者等の個別の状況を踏まえた検証、見直し
  - ・訓練受講者に対するキャリアコンサルティングの促進や就職促進

### <キャリアコンサルティングの推進>

- 企業による節目ごとのキャリアコンサルティングの実施や、国によるキャリアコンサルティング機会の確保など関係者の責務規定を整備

必要<sup>な</sup>法的整備を検討（職業能力開発促進法の改正）

## 企業内における人材開発の促進

### <ガイドラインの策定>

- 企業内における労働者の主体的かつ継続的な学び・学び直しの促進に向けて、今後、
    - ・基本的な考え方
    - ・労使が取り組むべき事項  
(例：求められる能力・スキル等や学びの目標の明確化・共有、学習メニューの提供、時間面や費用面での配慮、キャリアコンサルティング など)
    - ・国等の支援策
- 等を体系的に示すガイドラインを策定。

規制改革実施計画（令和3年6月18日閣議決定）において、リカレントガイドライン（仮称）の策定を求められている<sup>5</sup>

- DXの進展が加速する中、高いスキルを持ったIT人材の確保が重要な課題となっているが、国内のIT人材は、2030年までに45万人が不足すると試算されており、そのスキルレベルも、「デジタル競争ランキング」によると、63か国中62位と低迷している。また、IT人材は大都市圏に集中しており、地域偏在も課題となっている。
- このため、IT人材の質的・量的な確保を図る観点から、公共職業訓練（委託訓練）及び求職者支援訓練において、IT分野の資格取得をめざす訓練コースについて訓練実施機関に対する訓練委託費等の上乗せを行うとともに、地域偏在の解消のため、同コースが設定されていない地域の場合には、さらに訓練委託費等を上乗せし、IT分野のコース設定の促進を図る。【令和6年度末までの時限措置】

### 事業概要

- ◆ ITスキル標準（ITSS）レベル1以上（※1）に相当するIT関係の資格をめざす訓練コースについて、資格取得率及び就職率が一定割合以上の場合、訓練実施機関に対する訓練委託費等を1人当たり月1万円上乗せする。また、同コースが設定されていない地域（※2）において、さらに1人当たり月1万円上乗せする。

（※1）OCJP Silver、LPICレベル1、PHP初級など

（※2）対象予定地域 公共職業訓練：20地域  
求職者支援訓練：26地域



# 教育訓練給付の概要

労働者が、主体的に厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了した場合に、その費用の一部を「教育訓練給付」として雇用保険により支給。

	専門実践教育訓練給付 (2014年10月制度開始) ＜特に労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練受講を対象＞	特定一般教育訓練給付 (2019年10月制度開始) ＜特に労働者の速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練受講を対象＞	一般教育訓練給付 (1998年12月制度開始) ＜左記以外の雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練受講を対象＞
給付内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 受講費用の<b>50%</b> (上限年間<b>40万円</b>) を6か月ごとに支給。</li> <li>○ 訓練修了後1年以内に、資格取得等し、就職等した場合には、受講費用の<b>20%</b> (上限年間<b>16万円</b>) を追加支給。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 受講費用の<b>40%</b> (上限<b>20万円</b>) を受講修了後に支給。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 受講費用の<b>20%</b> (上限<b>10万円</b>) を受講修了後に支給。</li> </ul>
支給要件	在職者又は離職後1年以内(妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大20年以内)の者		
	+ 雇用保険の被保険者期間3年以上 (初回の場合は2年以上)	+ 雇用保険の被保険者期間3年以上 (初回の場合は1年以上)	+ 雇用保険の被保険者期間3年以上 (初回の場合は1年以上)
対象講座数	2,584講座 (2021年10月時点) 累計新規指定講座数 4,266講座 <small>※平成29年4月時点の給付対象講座数に、その後新規指定された講座数を加えた数</small>	484講座 (2021年10月時点)	11,177講座 (2021年10月時点)
受給者数	29,404人 (2020年度実績) / 100,846人 (制度開始～2020年度) <small>※いずれも初回受給者数。</small>	1,647人 (2020年度実績)	89,011人 (2020年度実績)
対象講座指定要件 (講座の内容に関する主なもの)	<p>次の①～⑦の種類のいずれかに該当し (【】内は講座期間・時間要件)、かつ類型ごとの講座レベル要件を満たすものを指定。</p> <p>① 業務独占資格又は名称独占資格に係るいわゆる養成施設の課程 <small>受験率、合格率及び就職・在職率の実績が一定以上 (看護師・准看護師、社会福祉士の養成課程等) 【原則1年以上3年以内で、かつ取得に必要な最短期間(法令上の最短期間が4年の管理栄養士の課程及び法令上の最短期間が3年の養成課程であった定時制により訓練期間が4年となるものを含む)※5】</small></p> <p>② 専門学校の職業実践専門課程及びキャリア形成促進プログラム<sup>※5</sup> <small>就職・在職率の実績が一定以上 (商業実務、経理・簿記等) 【2年(キャリア形成促進プログラムは120時間以上2年未満)】</small></p> <p>③ 専門職大学院 (MBA等) 【2年以内(資格取得につながるものは、3年以内で取得に必要な最短期間)】 <small>就職・在職率、認証評価結果、定員充足率等の実績が一定以上</small></p> <p>④ 大学等の職業実践力育成プログラム (子育て女性のリカレント課程、ビジネス等)<sup>※1</sup> <small>就職・在職率 (正規希望にあっては、就職・在職率及び定員充足率) の実績が一定以上 【正規課程: 1年以上2年以内、特別の課程: 時間が120時間以上かつ期間が2年以内】</small></p> <p>⑤ 一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程 <small>受験率、合格率及び就職・在職率の実績が一定以上 (ITSSレベル3以上、情報処理安全確保支援士等)<sup>※2</sup> 【時間が120時間以上 (ITSSレベル相当4以上のものに限り30時間以上) ※3】かつ期間が2年以内</small></p> <p>⑥ 第四次産業革命スキル習得講座 (AI、IoT等)<sup>※4</sup> 【時間が30時間以上かつ期間が2年以内】 <small>就職・在職率の実績が一定以上</small></p> <p>⑦ 専門職大学・専門職短期大学・専門職学科の課程<sup>※5</sup> <small>就職・在職率、認証評価結果、定員充足率等の実績が一定以上 【専門職大学・学科: 4年、専門職短期大学・学科: 3年以内】</small></p> <p>※1: 2016年4月から適用 ※2: 2016年10月から適用 ※3: 2017年10月から適用 ※4: 2018年4月から適用 ※5: 2019年4月から適用</p>	<p>次の①～③の種類のいずれかに該当し、かつ類型ごとの講座レベル要件を満たすものを指定。</p> <p>① 業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格に係るいわゆる養成施設の課程又はこれらの資格の取得を訓練目標とする課程 <small>受験率、合格率及び就職・在職率の実績が一定以上 (介護職員初任者研修、生活援助従事者研修、特定行為研修等を含む) ※ 専門実践教育訓練の①に該当するものを除く。</small></p> <p>② 一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程 (ITSSレベル2以上 (120時間未満のITSSレベル3を含む)) <small>受験率、合格率及び就職・在職率の実績が一定以上 ※ 専門実践教育訓練の⑤に該当するものを除く。</small></p> <p>③ 短時間の職業実践力育成プログラム及びキャリア形成促進プログラム <small>就職・在職率の実績が一定以上 ※ 専門実践教育訓練の②・④に該当するものを除く。</small></p> <p>※ 趣味的・教養的な教育訓練、入門的・基礎的な水準の教育訓練、職業能力を評価するものとして社会一般に認知されていない免許資格・検定に係る教育訓練は、対象外。</p> <p>※ 講座時間・期間要件は原則として以下のとおり。 ・通学制: 期間が1か月以上1年以内であり、かつ時間が50時間以上 ・通信制: 3か月以上1年以内</p>	<p>次の①又は②の種類のいずれかに該当する教育訓練を指定。</p> <p>① 公的職業資格又は修士若しくは博士の学位等の取得を訓練目標とするもの</p> <p>② ①に準じ、訓練目標が明確であり、訓練効果の客観的な測定が可能なもの (民間職業資格の取得を訓練目標とするもの等)</p> <p>※ 趣味的・教養的な教育訓練、入門的・基礎的な水準の教育訓練、職業能力を評価するものとして社会一般に認知されていない免許資格・検定に係る教育訓練は、対象外。</p> <p>※ 講座時間・期間要件は原則として以下のとおり。 ・通学制: 期間が1か月以上1年以内であり、かつ時間が50時間以上 ・通信制: 3か月以上1年以内</p> <p>指定講座例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 輸送・機械運転関係 (大型自動車、建設機械運転等)</li> <li>○ 医療・社会福祉・保健衛生関係 (同行援助従事者研修等)</li> <li>○ 専門的サービス関係 (社会保険労務士、税理士等)</li> <li>○ 情報関係 (プログラミング、CAD、ウェブデザイン等)</li> <li>○ 事務関係 (簿記、英語検定等)</li> <li>○ 営業・販売・サービス関係 (宅地建物取引主任者等)</li> <li>○ 技術関係 (建築施工管理技士検定、電気主任技術者等)</li> <li>○ 製造関係 (技能検定等)</li> <li>○ その他 (大学院修士課程等)</li> </ul>

# 専門実践教育訓練給付等の概要(人への投資関係)

令和4年度予算案(民間からの提案を踏まえてメニュー化分)96億円

- 労働者が費用負担し、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受けた場合に、その費用の一部を雇用保険により給付する制度について、平成26年10月に「専門実践教育訓練給付金」及び「教育訓練支援給付金」を創設し、中長期的なキャリアアップを支援 **民間から提案があった訓練を拡充する。**

## 専門実践教育訓練給付金の概要

在職者又は離職後1年以内(妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大20年以内)の者が、厚生労働大臣の指定する専門的・実践的な教育訓練(専門実践教育訓練)を受ける場合に、訓練費用の一定割合を支給

### <給付の内容>

- 受講費用の50%(上限年間40万円)を6か月ごとに支給
- 訓練修了後1年以内に、資格取得等し、就職等した場合には、受講費用の20%(上限年間16万円)を追加支給

### <支給要件>

- 雇用保険の被保険者期間3年以上(初回の場合は2年以上)を有する者

## 教育訓練支援給付金の概要

専門実践教育訓練(通信制・夜間制を除く)を受講し、修了する見込みのある45歳未満の若年離職者に対して、訓練期間中の受講支援として、基本手当日額の80%を訓練受講中に2か月ごとに支給するもの(令和3年度末までの暫定措置)

※受講開始日前に教育訓練給付金を受給していないことを要する

## 専門実践教育訓練の指定講座について

指定講座数:2,584講座(令和3年10月1日時点) ※以下①～⑦は当該講座数の内訳

①業務独占資格または名称独占資格の取得を訓練目標とする養成課程

講座数:1,579講座  
例)介護福祉士、看護師等

②専修学校の職業実践専門課程およびキャリア形成促進プログラム

講座数:690講座  
例)商業実務、衛生関係等

③専門職学位課程

講座数:91講座  
例)教職大学院、法科大学院等

④大学等の職業実践力育成プログラム

講座数:136講座  
例)特別の課程(保健)特別の課程(社会科学・社会)等

⑤一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程

講座数:3講座  
例)情報処理安全確保支援士等

⑥第四次産業革命スキル習得講座

講座数:85講座  
例)AI、データサイエンス、セキュリティ等

⑦専門職大学、専門職短期大学、専門職学科の課程

講座数:0講座

# 人材開発支援助成金によるデジタル人材育成・非正規雇用労働者支援①

令和3年度補正予算 216 億円

## 事業の概要

事業主等が雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成しており、労働生産性の向上に資する訓練など、効果の高い訓練は高率助成としている。

## 改正内容

「経済財政運営と改革の基本方針2021」(令和3年6月18日閣議決定)において、デジタル人材の裾野拡大のための取り組みが強化される等、デジタル人材育成の重要性は近年急速に高まっているところである。

このため、人材開発支援助成金において、IT技術の知識・技能を習得するための訓練であるITSSLレベル2の訓練を高率助成の訓練に位置付けることで、企業におけるデジタル人材の育成を支援することとする。併せて、企業等の民間ニーズを把握し、デジタル人材育成の強化を行う(一部制度要求)。

訓練コース	経費助成率 (中小企業事業主)	対象訓練
特定訓練コース	45%	・労働生産性向上訓練 ・若年人材育成訓練 等
一般訓練コース	30%	特定訓練コース以外の訓練

労働生産性向上訓練の対象にITSSLレベル2(※)の訓練を追加。

※ITSS(ITスキル標準)とは、経済産業省が策定した、各種IT関連サービスの提供に必要とされる能力を明確化・体系化した指標のこと。ITSSでは、人材のキャリアを11職種・35専門分野に区分した上で、それぞれ7段階のスキルレベルが設定されている。

# 人材開発支援助成金によるデジタル人材育成・非正規雇用労働者支援②

## 事業の概要

正社員経験の少ないパートやアルバイトなどの非正規雇用労働者の正社員転換、処遇改善を目的として、人材開発支援助成金特別育成訓練コースにより、事業主等の行う職業訓練に係る訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成している。

## 改正内容

事業所内の非正規雇用労働者の正社員転換を進めるため、経費助成額の上限を正規雇用労働者対象の訓練水準に引き上げるとともに、生産性要件の導入と、正社員化の有無による経費助成率に差異を設けることにより、企業における生産性向上と正社員化のインセンティブを強化する。

### ○経費助成額の上限引き上げ(中小企業事業主の場合)

#### <現行>

特別育成訓練コース	20時間以上 100時間未満	100時間以上 200時間未満	200時間以上
一般職業訓練	10万円	20万円	30万円
有期実習型訓練			



#### <変更後>

	20時間以上 100時間未満	100時間以上 200時間未満	200時間以上
	15万円	30万円	50万円

### ○正社員化のインセンティブ強化

#### <現行>

	経費助成率	
	生産性要件	
特別育成訓練コース	100%	—



#### <変更後>

	計	経費助成率	生産性要件達成
正社員化	100%	70%	30%
非正規維持	75%	60%	15%

# 人材開発支援助成金における民間の知恵を活用して実施する「人への投資」の強化

令和4年度予算案（令和3年度当初予算額）：681億円（307億円）  
うち民間からの提案を踏まえたメニュー化分 504億円（新規）

- ・人材開発支援助成金では、職業訓練を実施する事業主等に対して訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する等により、企業内の人材育成を支援している。
- ・「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）において、「人」への投資を抜本的に強化することとされたため、**広く民間から提案を募集し、応募があった提案のうち有効と思われる提案を踏まえてメニュー化した訓練を高率助成の対象とする等、効果的な支援を行う。**

訓練コース	経費助成率 (中小企業事業主)	対象訓練
特定訓練コース	45%	○労働生産性向上訓練 ○若年人材育成訓練 <b>○民間からの提案を踏まえてメニュー化</b> 等
一般訓練コース	30%	○特定訓練コース以外の訓練

※ 非正規雇用労働者を対象とする訓練に関する提案があった場合は、非正規雇用労働者が対象である「特別育成訓練コース」についても、当該提案を踏まえたメニュー化を検討する。